

副
本

収 入
印 紙

訴 状

令和元年11月21日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 辻 居 弘 平
同 加 藤 尚 敬



〒220-0073

横浜市西区岡野一丁目9番13号

原 告 グランティア株式会社
代表者代表取締役 佐 瀬 隼 平

〒231-0006

横浜市中区南仲通4-46-1

ラパンビルⅡ2階

みなとみらい総合法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 辻 居 弘 平
同 加 藤 尚 敬

電 話 045-228-9152

FAX 045-228-9153

〒108-0073

東京都港区三田一丁目7番1号

被 告 首都圏青年ユニオン連合会
代 表 者 

投稿記事等削除請求事件

訴訟物の価額 金 380万0000円

貼用印紙額 金 2万4000円

記

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除せよ。
 - 2 被告は、原告に対して220万円及びこれに対する令和元年5月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、平成28年11月16日に設立した主としてエステサロンを経営する会社である（以下、「原告会社」という。甲1）。

原告会社は、頭蓋骨小顔矯正で有名なグレースフィオーレ（甲2）のフランチャイズ加盟店であり、グレースフィオーレ横浜店の従業員は、原告会社が雇用する形態となっている。

(2) 被告

被告は、原告会社を平成30年5月28日頃退職した元従業員である[REDACTED]（以下、[REDACTED] という。）が、平成30年7月31日頃加入したとされる労働組合である（甲3）。そして、被告は、「首都圏Fee Free Union Association」というサイト（以下、「本件サイト」という。）を管理運営しており（甲4）、本件サイトに、令和元年5月6日頃、別

紙投稿記事目録記載のブログ記事（以下、「本件記事」という。）が投稿された（甲5）。

本件記事は、誰でもこれを閲覧することが可能であり、電気通信により送信され、本件記事にアクセスする不特定多数の者によって受信されることになるものである。本件記事に書き込まれた情報は、被告しか削除し得ない仕組みとなっている。

2 原告会社の権利を侵害する情報の流通

(1) 本件記事の存在

本件記事の内容は、別紙投稿記事目録記載のとおりであり（甲5）、この内容が被告によって投稿され、インターネットを通じて不特定多数人に広く公開されている。

(2) 権利侵害

本件記事の投稿は、以下に述べるとおり、虚偽の事実を記載した上で、原告の名誉権を侵害するものである。以下、詳述する。

ア 本件記事投稿までの経緯

本件記事の投稿は、主として[]の退職に伴う原告会社の対応に関するものである。そのため、以下、前提としての[]の退職に関して説明する。

[]は、平成30年4月頃からグレースフィオーレ横浜店に勤務していたが、2ヶ月も経過していない平成30年5月28日、突然無断欠勤をし、そのまま原告会社を退職するに至った。もっとも、[]の退職理由は、[]と別れることになり、居住先を失ったという点によるものである。下記は、[]と原告会社関係者とのやりとりである。

記

(グレースフィオーレ横浜店の店長とのラインのやりとり)

店長：「[] どうしたかな？大丈夫」

■：「ご迷惑とご心配おかけして申し訳ありませんでした。■と別れて家を追い出されて携帯充電ないままでした。本当に申し訳ないです。」

(友人とのラインのやりとり)

友人：「(■と別れたということは) ■に帰っちゃうのかな？」

■：「そうなりそうです。ほんとにすみませんでした。」

(原告会社代表者とのラインのやりとり)

■：「夜分遅くにすみません。■です。この度は本当にご迷惑とご心配おかけして申し訳ありませんでした。」

原告会社代表者「店長から少し報告受けました。事件や事故に巻き込まれた訳でなく安心しました。アルバイト、正社員関係なく、連絡するのが最低限です。それで今後どう考えてますか。」

■：「スタッフさんやお客様、オーナーさんにまでご迷惑おかけして本当にすみませんでした。店長とお話させて頂いて横浜にいる事が出来なくなつた為、辞めさせて頂きたいと申しました。本当に申し訳ございませんでした。」

このように、■が、原告会社を退職するに至った理由は、上記のように■と別れてしまい、■に帰らざるを得なくなったという点にあることが明らかであった。

イ 被告の主張

しかしながら、被告は、■が退職した理由が、概要、原告会社において入社時に要求している1年以内に退職した際に講習費用を支払ってもらう旨の同意書がハラスメント規定であり、このハラスメント規定が存在することによって■は退社を制限され、精神的・肉体的にも限界まで追い込まれ、出社することが不可能な状態に至り退職する必要性が生じたため退職したなどという説明をし、平成30年10月12日、東京都労働委員会にも申立てを行った(甲6)。

被告は、労働委員会においても上記内容の主張を繰り返しているが、実際の上記事実関係とは明らかにかけ離れている主張であり、原告が証拠を踏まえて被告側に反論を行ってきたにもかかわらず、被告は、労働委員会で審理の最中に、被告側の一方的な言い分がまるで真実であるかのような本件記事を投稿したものである。

以下、さらに本件記事の各内容に応じて主張する。

ウ 講習費用の請求

まず、本件記事の中には「…グランティア株式会社の契約書には『従業員が入社後1年以内に退社する場合、その講習費用として金30万円を支払わなければならない』とあり、その講習費用を執拗に請求されている…」との記載がある。

しかしながら、原告会社が、[REDACTED]に対して講習費用を執拗に請求したという事実は一切存在しない。

そもそも講習費用は、「頭蓋骨小顔矯正施術」という特別な技能を教わるための費用であり、同技術の流出を防止するために、1年間の就労すらせずに退職した従業員についてのみ返還を求めているものである。

今回問題となった[REDACTED]についても、約2ヶ月も勤務をしておらず、1年間の就労すらしていなかった、同対象者に該当するものとして、その講習費用の返還を求めたものであり、同返還を求めること自体合理性を有するものである。その上、[REDACTED]は、[REDACTED]と別れ居住先を失ったために突然原告会社を退社し、[REDACTED]に戻ってしまったのであるから、原告会社から執拗に講習費用の返還を求める機会はそもそもなく、執拗に返還を求めた事実など存在しない。

また、被告は、「…講習費用と給与額がほぼ同額という状態であった。つまり・・・実質的にただ働きとなるような極めて悪質なスキームを組んでいた」などという記事の投稿もしているが、これは、[REDACTED]が、勤務を開始して

から2ヶ月も経過せず突然退職したからにはほかならず、原告会社として悪質なスキームを組んでいるなどという事実は一切存在しない。

エ 退職の経緯

次に、本件記事の中には「…二つ目は、「入社当初より肉体的負担が大きく、業務に従事する度に親指に痛みを伴うため、退社を希望していたが、前述のいわば前借金させるような規定があったため、やむを得ず勤務し続けていたところ、精神的・肉体的に限界に達し、会社に出勤できない状態に陥ってしまった。客観的にみて安全配慮義務違反が明確であるにも関わらず、出勤できなくなった日以降の人員補填費用を請求されている」との記載がある。

しかしながら、先にも述べたとおり、今回問題となった[]が退職した理由は、[]と別れ居住先を失ったからに他ならない。また、原告会社における業務はエステであり、肉体的負担が大きいということはそもそもなく、残業もほぼない状態であった。少なくとも研修期間において、エステ業務がどのようなものであるかは理解できたはずであり、その段階で難しいと感じるのであれば、同段階で辞退することもできたはずである。なお、人間関係についても良好で、[]から事前に退職する旨の希望が出ているという話も一切なかった。

にもかかわらず、本件記事には、あたかも原告会社に安全配慮義務違反があったかのような投稿がされており、実際の事実関係と全く異なる虚偽の記事が投稿されている。

オ 団体交渉に至るまでの経過

さらに、本件記事の中には、「…上記内容を記載した通知書を、当組合より、グランティア株式会社及び勤務先であるグレースフィオーレ横浜店宛に毎月複数回送付した。その結果、一度目は受け取られることなく、返送され、二、三度目の通知書に至っては、会社側が受領したことは判明したものの、組合に対し何ら返答をしないまま放置され続けた。このようにグランティア株式会社が

全く団体交渉に応じなかったため、労働委員会に不当労働行為としての救済申立てをし、現在も争っている。」との記載がある。

しかしながら、この点も労働委員会において主張をしているが、実際に、原告会社が被告から送付されてきた通知書の内容を確認したのは、平成30年10月2日頃のことであり、その後においては、原告会社は、即時に原告訴訟代理人に依頼をし、対応をしているという事実がある。にもかかわらず、本件記事においては、原告会社が、被告から送付されてきた通知書を放置し続けたかのような虚偽の事実が投稿されている。

また、団体交渉に関しては、上記労働委員会が始まった後においても、原告会社は何度も応じる旨の連絡をし、誠意をもって応じていたにもかかわらず、何故か被告側がこれに応じないという態度を貫いてきたのであり、団体交渉を拒んできたのは、被告側である。にもかかわらず、本件記事においては、「グラティア株式会社が全く団体交渉に応じなかったため、労働委員会に不当労働行為としての救済申立てをし、現在も争っている。」などとして、今なお原告会社側が団体交渉を拒み続けているかのような虚偽の事実が投稿されている。

なお、労働委員会においては、XXXXXXXXXXは、一度も顔を出していない。

カ 小括

このように被告会社の投稿した本件記事は、原告会社の実態とかけ離れた虚偽の事実を投稿することで、あたかも原告会社が悪徳会社であるかのように印象操作を行うものであり、その社会的地位を下げるものであることから、原告会社の名誉権を侵害するものである。

なお、本件記事は、殊更に原告会社を攻撃するものとして、公益性を有するものとはいえず、また、真実性が不存在であることも先に述べたとおりであることから、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことは明らかである。

3 被告の削除義務

本件記事の内容は、先に述べたとおり、原告会社の名誉権を侵害するものであるが、前述のとおり、本件投稿の削除は、被告にしかできない仕組みとなっている。したがって、被告は、原告会社に対して本件投稿を削除すべき条理上の作為義務を負うものである。

4 損害

本件記事の投稿によって、原告会社は、以下の損害を被っている。

(1) 慰謝料 200万円

本件記事は、原告会社が極めて悪質な会社であることのイメージを作り上げているものであり、通常一般人の注意と読み方を基準にすれば、従業員にただ働きを強いるような会社、従業員が自由に退社することができない会社及び団体交渉にも一切応じてこないような会社であると認識してしまうのが通常である。そうであるとすれば、顧客からすれば原告会社において施術を受けようとは思わず、また、入社希望者からすれば入社しようとは思わないのが通常であるといえ、いずれにせよ被告による本件記事の投稿は、原告会社の社会的評価を著しく低下させるものであることは明らかである。

そして、インターネットにおける名誉毀損表現は、短時間で広範囲に伝わり、かつ、消去をすることができないことから被害者である原告会社は、致命的なダメージを受け続けている状態である。これは、法人でも異なるものである。そうであるとすれば、本件記事の投稿においては、既に投稿から6ヶ月が経過していること及び原告会社の削除の求めにも一切応じようとしてこない被告の態度をも考慮すれば（甲7の1～甲7の2）、原告会社の被った多大な精神的苦痛の金銭的評価は少なくとも200万円は下らないものである。

(2) 弁護士費用 20万円

インターネット上で名誉毀損を受けた者が、不法行為者に対して損害賠償請求を行うため、弁護士に訴訟の提起等を依頼するのは通常であることから、原告会社がこれに要した弁護士費用20万円についても本件投稿と相当因果関係

のある損害といえる。

(3) 小括

以上から、原告会社は、被告による本件記事投稿による名誉権侵害行為に基づき合計220万円の損害を被っている。

5 結論

よって、原告会社は、被告に対して、名誉権侵害に基づき、

(1) 本件記事の削除、

(2) 金220万円及びこれに対する令和元年5月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い、

をそれぞれ求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

附 属 書 類

1 訴状副本	1通
2 証拠説明書	1通
3 甲号証	各1通
4 履歴事項全部証明書	2通
5 訴訟委任状	1通